

「(仮称) 波崎ウインドファームリプレース事業に係る環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、コスモエコパワー株式会社が、茨城県神栖市において、現在稼働中の「波崎ウインドファーム」(総出力15,000kW、定格出力1,250kWの風力発電設備12基)について、既設の風力発電設備を全て撤去し、総出力は増加させずに、定格出力4,200kWの風力発電設備4基に建て替える(以下「リプレース」という。)事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況においては、再生可能エネルギーの主力電源化を進めることが不可欠であるが、再生可能エネルギーの導入拡大に伴い、景観や環境等への影響について地域の懸念が顕在化している。令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画では、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組を加速化するとした上で、再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による環境への悪影響を防ぎ、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成を図りつつ、地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す必要があるとしている。

本事業については、既存の道路、変電所用地等を利用することにより、改変面積を削減するなどリプレース事業の特性を踏まえた一定の配慮が認められる。

一方、対象事業実施区域から200m程度の場所に複数の住居が、500m程度の場所に複数の社会施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在しており、本事業の風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの指針値を超過する住居及び環境保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が複数存在する。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づき国内希少野生動植物種(以下「国内希少種」という。)に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息及びオオタカの営巣が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく特別天然記念物及び種の保存法に基づき国内希少種に指定されているコウノトリの営巣が確認されている。

加えて、対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査第6回・第7回調査(植生調査)で植生自然度が高いとされたハマグルマーコウボウムギ群集等の砂丘植生が広く分布し、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された飛砂防備保安林が存在している。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

- ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、追加的な環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 風車の影による影響

対象事業実施区域から200m程度の場所に複数の住居が、500m程度の場所に複数の社会施設等の環境保全についての配慮が特に必要な施設が存在している。本事業の風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、複数の住居等で事業者が参考とした諸外国のガイドラインの指針値を超過しており、生活環境への影響が懸念される。

このため、遮光カーテンの導入等の環境保全措置を適切に講ずるとともに、近隣住民等の生活環境への影響が十分に低減されていないと判断された場合には、追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息及びオオタカの営巣が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、文化財保護法に基づく特別天然記念物及び種の保存法に基づき国内希少種に指定されているコウノトリの営巣が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクが確認される等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装等の鳥類からの視認性を高める措置を含むより

効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関への連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 植物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査第6回・第7回調査（植生調査）で植生自然度が高いとされたハマグルマ・コウボウムギ群集等の砂丘植生が広く分布し、森林法に基づき指定された飛砂防備保安林が存在していることから、工事の実施により、自然度の高い植生等への影響が懸念される。

このため、工事の実施にあたっては、工事工程ごとの改変面積を最小限に抑えること等により、自然度の高い植生への影響を回避又は低減すること。